

【問 1】 A が有する権利の消滅時効に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

- 1 A が有する所有権は、取得の時から 20 年間行使しなかった場合、時効により消滅する。
- 2 A の B に対する債権について、B が消滅時効の完成後に A に対して債務を承認した場合には、B が時効完成の事実を知らなかったとしても、B は完成した消滅時効を援用することはできない。
- 3 A が C に金銭を貸し付ける際に、A は C に対して、消滅時効が完成した場合の時効の利益をあらかじめ放棄させる特約を付して、金銭消費貸借契約を締結することができる。
- 4 A が D に金銭を貸し付ける際に、D が第三者 E から貸金の返済を受けたら A に支払うこととした場合、A が D に有する貸金返還請求権の消滅時効は、D が E から貸金の返済を受けたことを A が知ったときから進行を開始する。

【問 2】 A 所有の土地の占有者が A から B、B から C と移った場合の C の取得時効に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

- 1 B が平穩・公然・無過失に所有の意思をもって 8 年間占有し、C が B から土地の譲渡を受けて 2 年間占有した場合、当該土地の真の所有者は B ではなかったと C が知っていたとしても、C は 10 年の取得時効を主張できる。
- 2 B が所有の意思をもって 5 年間占有し、C が B から土地の譲渡を受けて平穩・公然に 5 年間占有した場合、C が占有の開始時に善意・無過失であれば、B の占有に瑕疵があるかどうかにかかわらず、C は 10 年の取得時効を主張できる。
- 3 A から土地を借りていた B が死亡し、借地であることを知らない相続人 C がその土地を相続により取得したと考えて利用していたとしても、C は B の借地人の地位を相続するだけなので、土地の所有権を時効で取得することはない。
- 4 C が期間を定めず B から土地を借りて利用していた場合、C の占有が 20 年を超えれば、C は土地の所有権の取得時効を主張することができる。

【問 3】 A は B の代理人として、B 所有の甲土地を C に売り渡す売買契約を C と締結した。しかし、A は甲土地を売り渡す代理権を有していなかった。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 B が C に対し、A は甲土地の売却に関する代理人であると表示していた場合、A に甲土地を売り渡す具体的な代理権はないことを C が過失により知らなかったときは、BC 間の本件売買契約は有効となる。
- 2 B が A に対し、甲土地に抵当権を設定する代理権を与えているが、A の売買契約締結行為は権限外の行為となる場合、甲土地を売り渡す具体的な代理権が A にあると C が信ずべき正当な理由があるときは、BC 間の本件売買契約は有効となる。
- 3 B が本件売買契約を追認しない間は、C はこの契約を取り消すことができる。ただし、C が契約の時に、A に甲土地を売り渡す具体的な代理権がないことを知っていた場合は取り消せない。
- 4 B が本件売買契約を追認しない場合、A は、C の選択に従い、C に対して契約履行又は損害賠償の責任を負う。ただし、C が契約の時に、A に甲土地を売り渡す具体的な代理権がないことを知っていた場合は責任を負わない。

【問 4】 A が、B 所有の建物の売却(それに伴う保存行為を含む。) について B から代理権を授与されている場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

- 1 A が、B の名を示さず C と売買契約を締結した場合には、C が、売主は B であることを知っていても、売買契約は AC 間で成立する。
- 2 A が、買主 D から虚偽の事実を告げられて売買契約をした場合でも、B がその事情を知りつつ A に対して D との特定の契約を委託したものであるときには、B から D に対する詐欺による取消はできない。
- 3 A が、買主を探索中、台風によって破損した建物の一部を、B に無断で第三者に修繕させた場合、B には、修繕代金を負担する義務はない。
- 4 A は、急病のためやむを得ない事情があっても、B の承諾がなければ、さらに E を代理人として選任し B の代理をさせることはできない。

[問 1] 正解 2

- 1 誤り。所有権そのものは、消滅時効にかからない。取得時効により所有権が取得されることと混同しないこと（民法 162 条）。
- 2 正しい。消滅時効の完成後に債務者が債務を承認した場合には、時効完成の事実を知らなかったとしても、時効の利益を放棄したものと扱われ、完成した消滅時効を援用することはできない（民法 145 条・判例）。
- 3 誤り。金銭を貸し付ける際に、当事者において、時効の利益をあらかじめ放棄する又は放棄させる特約をすることはできない。特約をしても無効となる。
- 4 誤り。消滅時効の起算点は、不確定期限付の債務の場合、D が E から貸金の返済を受けた時から進行する。

[問 2] 正解 1

- 1 正しい。B から土地の譲渡を受けた悪意の C は、B の善意無過失を主張して併せて 10 年の取得時効を主張できる(判例)。
- 2 誤り。C が B の占有も併せて主張するときは、その瑕疵も承継する。よって、B の占有に瑕疵があった場合には、10 年の取得時効は主張できない。
- 3 誤り。借地であることを知らない相続人 C が、所有の意思をもって占有した場合には、所有権の取得時効もあり得る（判例）。
- 4 誤り。所有の意思のない占有者は、所有権を時効により取得することはない。

[問 3] 正解 1

- 1 誤り。表見代理の問題である。本人 B が C に対して、A に代理権を与えた旨を表示した場合、原則として本人 B はその責任を負うが、ただし、C が、B が A に代理権を与えていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、本人 B に帰属しない。C が善意無過失であれば表見代理が成立する。
- 2 正しい。代理権がその権限外の行為をした場合において、第三者 C が代理人に権限があると誤信し、かつ、そう誤信するにつき正当な理由があるときは、表見代理が成立し、BC 間の契約は有効となる。

- 3 正しい。代理権を有しない者が契約をした場合、本人が追認をなすまでの間は、善意の相手方 C は当該契約を取り消すことができるが、A に代理権がないことを C が契約時に知っていた(悪意)の場合は、当該契約を取り消すことができない。
- 4 正しい。無権代理人 A と契約した C が善意無過失であれば、本人 B の追認を得られないとき、または、A が自己の代理権を証明できないときは、C の選択により、A に対して契約の履行又は損害賠償の請求をすることができ、A はその責任を負う。ただし、C が契約時に A に代理権がないことを知っていた場合、または、過失によって知らなかったときは、A はその責任を負わない。

[問 4] 正解 2

- 1 誤り。代理人 A が本人の名を示さず C と売買契約を締結した場合は AC 間の契約となるが、C が本人のためにすることについて、知っている又は知ることができた場合には、当該契約は本人に帰属するので BC 間の契約となる。
- 2 正しい。代理人が取引の相手方 D にだまされて売買契約を締結した場合、本人 B が詐欺を理由に契約を取り消すことができるが、代理人が本人の特定の契約をすることを委託され契約をし、だまされていることを本人が知っている場合は、詐欺による取り消しはできない。
- 3 誤り。破損した建物を修繕することは、保存行為にあたる。A は保存行為についての代理権も与えられているので、当然に修繕行為をすることができる。代理人の権限の範囲内であるからその行為は直接本人に帰属する。したがって、B は修繕代金を負担しなければならない。
- 4 誤り。任意代理人は、自由に復代理人を選任することはできないが、本人の許諾を得たとき又はやむを得ない事由があるときは、復代理人を選任することができる。なお、やむを得ない事由があるときは本人の許諾は不要である。